

○総務省告示第三百二十二号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年九月十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
<p>届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号又は第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあつては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。</p>					
区分	提出書類		区分	提出書類	
〔一〕略	〔略〕	一 放送法施行規則第六十六条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの	〔一〕同上	〔同上〕	
〔二〕六 略			〔二〕六 同上		
〔七〕略	〔略〕		〔七〕同上	〔同上〕	
〔八・九 略〕	〔略〕		〔八・九 同上〕	〔同上〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。					